

平成 27 年 2 月 24 日



障 ー 1598
平成27年2月23日

各障害者関係団体の長 様

秋田県健康福祉部障害福祉課長



各種障害者手帳及び手帳カバーについて（通知）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

身体障害者に交付する身体障害者手帳、知的障害者に交付する療育手帳及び精神障害者に交付する精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）について、本県ではそれぞれ赤色、青色、緑色の手帳カバーを交付しておりますが、手帳所持者のプライバシー保護及び3障害を区別しない意識の醸成等の観点から本年4月以降、手帳及び手帳カバーの色や外観を統一して交付することとしましたので御了知くださるようお願いいたします。（秋田市が交付している身体障害者手帳に変更はありません。）

なお、現在交付している手帳及び手帳カバーは引き続き使用できますので、手帳を所持している方等からのお問い合わせがあった際には、その旨をお知らせくださるようお願いいたします。

秋田県健康福祉部障害福祉課
調整・障害福祉班 五十嵐
TEL 018-860-1333 FAX 018-860-3866

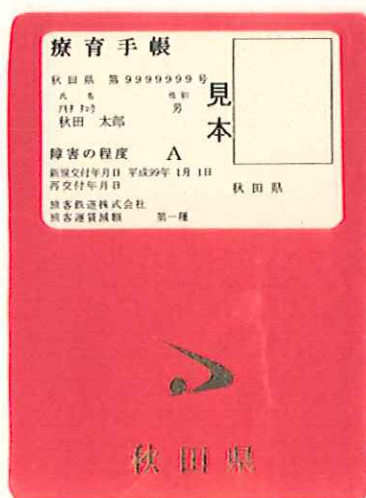
へいせい ねん がつついたち あきたけん こうふ
平成27年4月1日から秋田県が交付する

しょうがいしゃ てちょう あたら
障害者の手帳とカバーが新しくなります

あきたけん てちょう も かた はいりよ
秋田県では、手帳をお持ちの方のプライバシーに配慮するなどの
もくてき しんたいしょうがいしゃ てちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃ ほけん ふくし
目的で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉
てちょう いろ がいかん どういつ
手帳の色や外観を統一します。

へいせい ねん がつ こうふ あたら てちょう
平成27年4月から交付する新しい手帳とカバーのイメージです。

(赤いカバーに金色で県の名前とマークが入ります。手帳の台紙はクリーム色です。)



と あ わせは、お住まいの市町村または県障害福祉課へお願いします。

なお、現在お持ちの手帳でも福祉サービスなどを受けることができます。

しょうがいしゃ てちょう も かた わが
障害者の手帳をお持ちの方へお願いです

しょうがいしゃ てちょう かくしゅ う こうふ
障害者の手帳は、各種サービスを受けやすくするために交付しています。

こうきょうしせつ こうきょうこうつうきかん などサービスを受ける際には、本人確認が必要ですので

かおじゃしん は めん ていじ わが
顔写真が貼ってある面を提示して下さるようお願いいたします。